

○後藤守議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番藤田謙二議員の発言を許します。

〔2番 藤田謙二議員 登壇〕

○2番（藤田謙二議員） おはようございます。2番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目は、公共施設白書についてでございます。

昭和40年代から50年代にかけて、経済成長や都市化の波に乗り整備が進められてきた公共施設。最近、これらの公共施設の更新、投資問題を検討するための指標として「公共施設白書」が注目されています。これは、高齢化や少子化などの人口減少により、財政運営が一層厳しくなっていることが予想されている中、持続可能な公共施設サービスを実現するために、既存の公共施設のコストや老朽化、利用状況の情報の整理を行うもので、各部署が所管する施設の現状や課題を全庁的な視点から所管の枠を超えて網羅的に把握することで課題を明らかにし、具体的な対策へとつなげるものであります。

一方では、そのような取り組みが市民サービスの低下を招くのでは、市民の反対を受けるのではないかといった心配から、着手することに慎重な自治体が多いのも現実のようであります。しかし、早期に着手、検討を進めていかないと、今の世代ではなく、子や孫といった次の世代に重い財政負担を残す可能性が高く、その解決策を長期的視点に立って検討することが必要であるということを明確に市民に示すことが重要であると感じています。

そこで、本市においても9月定例会の同僚議員の一般質問の答弁で「公共施設白書の作成を進めている」とのことでありましたが、①として、どのような構成メンバーでどこまで踏み込んだ内容の白書を作成しているのか、また、現在どの程度までまとまってきたのかなど、進捗状況についてお伺いいたします。

そして今後、作成された白書を市民に公表し、それをもとに公共施設マネジメントの検討や実現可能で合理的な用途変更や集約、複合化などの具体的な解決策を検討していく必要があると考えますが、②として、市民への開示方法について、③として、今後の方向性について考えをお伺いいたします。

次に、統廃合により廃校となった学校施設については、既に文科省の「みんなの廃校プロジェクト」に登載するなど対応していることは存じておりますが、6月の同僚議員の一般質問の際に、「旧北小学校、旧佐都小学校、旧河内小学校の3校について幾つかの民間事業所から問い合わせなどの接触があり、早急にそれぞれの施設等の処分方針を決定していく」と答弁されています。そこで、①として、その後の跡地利用についての進捗状況をお伺いします。また、②として、今後閉校が予定されている学校施設の跡地利用についての考えをお伺いいたします。

2つ目は、アーティスト・イン・レジデンス事業についてでございます。

国内外の芸術家を1つの地域に一定期間滞在させて創作活動をさせる制度や事業として、日本では1990年代に自治体などが地域振興や活性化の1つとして取り組み始めたことで広がり

見せたアーティスト・イン・レジデンス。文化庁も自治体と協力して2013年度は全国でアーティスト・イン・レジデンス事業に取り組む24件の継続事業と4件の復興支援枠新規事業、3件の関連事業を採択し、補助金を出すなど支援しています。

芸術家たちは、滞在期間中創作の過程を公開したり、地域の人々と交流しながら作品を制作、美術館や画廊といった閉じた空間から芸術家と作品が社会へ飛び出すだけでなく、地域の人々の協力を得て、共同で作品制作するというケースも多く、日本のレジデンス事業の草分け的存在ともなっている守谷市の「アーカスプロジェクト」を初め、その動きは全国に広がっています。

そのような背景のもと、本市でも地域おこし協力隊の新たな募集枠として、アーティスト枠が設定され、早速この秋から3名のアーティストが移住し、活動をスタートさせています。そこで、本市としての常陸太田版アーティスト・イン・レジデンス事業について、①として、その目的及び事業計画についてお伺いいたします。また、今後の事業展開において、②として、どのような規模及び体制での実施を考えているのかお伺いいたします。

次に関連として、空き家リストについてでございます。過日、文教民生委員会の所管事務調査で、少子・高齢化や人口減少対策として移住推進事業で成果を上げ、過疎地域でありながら社会動態人口の増加を果たしている徳島県神山町を視察してきました。神山町では、空き家等を活用したITベンチャー企業のサテライトオフィスの取り組みや、国内外からアーティストを一定期間招致して活動を支援するアーティスト・イン・レジデンス、将来町にとって必要な働き手や企業家を逆指名するワーク・イン・レジデンスなど、移住者を増やすユニークな取り組みを実施しており、そのような移住交流支援の中でも核となっているのが空き家物件等の確保ということでありました。

移住者を受け入れるにも住む場所や活動する場所がないといった状況では話になりません。本市においても同様で、今後アーティストを初めとする移住者の支援においては、住まいや作品の展示場所となり得る空き家等の情報提供が重要であり、そのためにも市内の空き家リストを整理しておくことが必要になってきます。そこで、①として、移住者受け入れの受け皿として、空き家情報のデータ化及び情報提供について、現況及び今後の方向性について考えをお伺いいたします。

3つ目は、子育て支援の充実についてでございます。

「子育て上手常陸太田」をキャッチコピーに、さまざまな子育て支援施策を打ち出し徐々にその成果もあらわれるなど、若者の定住促進にも好影響が見られています。また、子育て支援に関する他自治体からの行政視察も急増しているとのことで、本市の先進的な取り組みが注目されているあかしであると高く評価したいと感じています。

そのような中、現在の支援をより充実させていくための1つに発達障害者支援が挙げられます。発達障害とは先天的なさまざまな要因によって、主に乳児期から幼児期にかけてその特性があらわれ始め、自閉症スペクトラムや学習障害、注意欠陥多動性障害などの総称で、文科省の調査によると、通常学級に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%いると推計されています。また専門家からは、グレーゾーンも必然的に存在するので約8%が発達障害、また、その付近にいると

も言われています。

さらに「学校教育法」の改正によって2007年度から特別支援教育に移行され、発達障害も対象に加わることが明確化されたものの、困難を抱えていると学校現場で判断された児童生徒がどのような支援を受けているのかといった調査では、発達障害のある児童生徒のうち特別な教育支援が必要と判断されたのは18.4%と5人に1人にも満たず、しかも発達障害の可能性のある児童生徒のうち、38.6%がいずれの支援も受けていないとの結果が報告されています。

そして、個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成されていたり、特別支援教育支援委員の対象となっている割合も発達障害の可能性のある児童生徒の10%と以下ということで、指導の困難さや支援の必要性は感じながらも、ほかの児童生徒の対応や校務に追われて十分な対応をしたくてもできずにいるという実態も明らかになっています。

一方で、発達障害は早期に発見し早期に療育することで適応を促すことができると言われています。また、不適応から起こる引きこもりなどの二次障害を克服させるためにも、専門家のもとで個々の状態に合ったソーシャルスキルトレーニング等を行い、社会でよりよく生きるための力をつけることが重要になってきます。

そこで、そのような状況下、①として、本市における発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握についてお伺いいたします。②として、発達障害児の乳幼児期などの就学前と小学校入学後における支援の現況についてお伺いいたします。また、ゼロ歳から3歳までの子どもの支援については保健師が担当している中、就学前の子ども——4歳から6歳、また、高校生18歳までを一貫してフォローできる新たな仕組みが求められますが、③として、発達相談を初め、ソーシャルスキルトレーニングや療育を受けられる施設を備えた総合的な支援センターの設置についてご所見をお伺いいたします。

以上、11件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 まず初めに、公共施設の管理運営についての中の①公共施設白書の作成についての質問のうち、作成の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご発言のように、地方自治体を取り巻く厳しい環境の中、公共施設の維持管理や老朽化に伴う更新に係る経費を長期的に確保することは、全国の多くの自治体において課題となっておりまして、本市においても例外ではない状況となっております。このような状況を踏まえ、本年度、政策推進室におきまして各施設の利用実態や維持管理費用などを調査するとともに将来にわたる更新費用の試算などを行ってまいりましたが、このたび、今後の公共施設のあり方を検討していくための基礎となる資料として公共施設白書を取りまとめたところです。

対象施設は学校やスポーツ施設、公民館、公営住宅などの建物でありまして、道路、橋梁、上下水道などの公共インフラを除く全ての公共建築物を対象としておりまして、施設全体では276施設、延べ床面積は27万3,000平方メートル、東京ドーム約6個分となっております。

白書の内容であります。建築年次、延べ床面積、耐震性等のストック情報、施設の運営に係る収入支出、減価償却費等のコスト情報、利用状況、稼働率、職員数等のサービス情報をベースに老朽化の状況や耐震性能、バリアフリーの状況、また、平方メートル当たりの利用者数、利用者負担の割合、平方メートル当たりの施設維持コストの6つの指標で分析を行っています。また、総務省所管の自治総合センターから提供されております更新費用試算ソフトにより、これら保有施設を全て今後40年間維持更新すると仮定した場合の費用の試算をしております。

この場合、年平均で約27億円、40年間で総額約1,087億円が必要との試算結果が出ておりました。これは実際に過去5年間に当市が公共施設等の整備などに使った費用の平均額である約15億円の1.8倍に当たります。仮に毎年15億円の財源を今後40年間確保できたと仮定した場合でも、必要となる維持更新費用の総額約1,087億円に対して確保可能な財源は約600億円程度であり、将来的に維持更新できる公共施設は現在の55%程度になると推計をしております。

この更新費用試算ソフトは、現在保有する公共施設を今後も同じ延べ床面積で維持更新すると仮定して、延べ床面積に面積当たりの更新単価を掛けるということで更新費用を算出しています。また、施設の耐用年数は一律で60年としまして、建築後30年を経過した時点で大規模改修を行い、60年を経過した時点で更新する——建てかえをするという過程をおいております。また、更新単価ですけれども、施設の種類ごとの想定単価を用いております。建てかえに伴う解体、仮移転の費用、設計料等も含む単価となっております。この基準により、平成25年度から40年分の更新費用を事業費ベースで試算したものでございます。この試算を踏まえて、公共施設白書においては、公共施設の保有総量の削減、多機能化・複合化の推進、長寿命化の推進等の方向性を示しているところです。

次に、②の市民への開示方法につきましてお答えいたします。公共施設白書の内容につきましては、広報紙等を活用し公共施設の現状についてわかりやすく説明してまいりたいと考えております。

次に、③の今後の方向性につきましてお答えをいたします。当市は平成16年の合併により多くの施設を保有することになりました。これら施設の毎年度の管理運営費のほか、今後老朽化に伴う改修や建てかえに係る経費が必要であります。本市の財政見通しは厳しく、現在保有する公共施設を全て維持更新していくことは困難な状況にあります。

今後の公共施設の方向性ですが、人口推計や市民ニーズの変化、財政状況等を踏まえた上で実現可能な保有総量の削減を進めていく必要があります。また、施設ありきの考え方ではなく施設の機能を重視し、機能はできる限り維持しつつ施設は削減していくという考え方により、施設の多機能化・複合化を推進してまいります。さらには長寿命化の推進、維持管理費の削減、利用者負担の適正化、民間活力による管理運営等、効果的で効率的な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、これらを進めていく際には、設置に係る歴史的経緯や防災上の位置づけ等に十分配慮するとともに、地域とのかかわりが深い施設のあり方を考えていく場合には、地域住民や施設利用

者が参加し、意見やアイデアを出し合うワークショップ形式により合意形成を図ろうとしているさいたま市などの先進事例も参考にしながら市民の皆様の理解に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校施設についての中での閉校となった学校施設の跡地利用の現況についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、統廃合により閉校となった学校施設の跡地につきましては、利活用推進の基本方針や具体的な作業手順、また、市内の推進体制などを定めた「常陸太田市廃校等利活用方針」に基づきまして、計画的に利活用の推進を図っているところでございます。

既に廃校となっております旧佐都小学校、旧河内小学校、旧北小学校の3校につきましては、本年7月に民間事業者等からの利活用計画の提案を募集したところ、旧河内小学校において6事業者、旧佐都小学校では2事業者、旧北小学校では1事業者からの提案がございまして、8月にはそれぞれの施設に係る利活用候補者の決定をいたしました。旧佐都小学校が工業製品の製造関係、旧河内小学校が福祉サービスの関係、旧北小学校が再生可能エネルギーの事業者となっております。

その後、民間事業者の利活用の案と地域の要望事項、例えば体育館やグラウンド等を地域で継続して利用したい、あるいは指定避難所の問題はどうなるのかといったご意見など、その両者のすり合わせを行うために関係部署及び民間事業者との間で協議を進めてまいりました。今般、市の考え方についておおむねの方向性がまとまりましたので、今月中に3地区の皆様にご説明を行ってまいります。今後も引き続き地域の皆様のご理解をいただくための作業を進め、年度内に方向性が決定できるよう調整を進めてまいりたいと考えております。

②の今後閉校が予定されている学校施設の跡地利用についての考え方についてお答えいたします。今後閉校が予定されている学校といたしましては、平成26年度に小里小学校と賀美小学校、平成27年度に北中学校が閉校となる予定でございます。これらにつきましても、先にご答弁申し上げました常陸太田市廃校施設等利活用方針の考え方、手順等に基づきまして利活用の推進を図ってまいりたいと考えております。

まず、地域住民の皆様のご意向などを踏まえて、地域や公共団体等での活用を検討し、仮に地域や公共団体等が利活用を行う場合には、所管課等において転用利用計画を作成し、転用処分に向けた諸手続を進めることとなりますが、地域や公共団体等の利活用計画がない場合には、前段で申し上げましたように、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」に登載するとともに、利活用団体の公募を行い、その後、廃校施設等利用候補者選定委員会において、利活用団体等の決定をしていくこととなります。そのような手順において決定された利活用の方向性につきましては、適宜に所在地域の住民の皆様にご丁寧にご報告、ご説明などを行ってまいりたいと考えております。

2の移住・定住促進についての中での①、アーティスト・イン・レジデンス事業についての①の事業の目的及び計画についてのご質問にお答えをいたします。

今回常陸太田市が実施するアーティスト・イン・レジデンス事業は、議員ご承知のとおり、地

域おこし協力隊の制度を活用することにより、芸術活動を行うアーティストを都市部から招聘し、過疎地域に居住しながら創作活動を行っていただくものでございます。過疎地域に滞在し、住民との交流を図りながら地域資源を生かした作品の制作を行うことで地域の新しい魅力を創出、発信するとともに、アーティストなどのクリエイティブな人材の地域への定住、定着を目指すものでございます。

かつて20年余り前に、ブルガリアの美術家クリストによる「アンブレラ・プロジェクト」が常陸太田地区から里美地区の国道349号線沿い19キロの区間で開催されましたように、本市にはアーティストの創作意欲を発揮させる十分な素地があると考えておりまして、今回招聘したアーティストの人的なネットワークを活用して、さらに多くの人材を招聘することにより、将来的には新潟県で3年に1回開催されている「越後妻有トリエンナーレ」などのようなアートイベントを開催するなど、交流人口の拡大や地域住民の生きがい創出と誇りの再認識などの成果につながるような取り組みに発展させていくことができると考えております。

②のどのような規模及び体制で実施を考えているのかとのお質問にお答えいたします。本年10月1日以降、これまでに招聘しているアーティストは3名であり、水府地区で2名、金砂郷地区で1名が既に定住して活動を始めておりまして、来年4月1日からは里美地区に1名の招聘を予定しております。また、アーティストたちの地域での活動をサポートするために、県の震災等緊急雇用対応事業を活用しまして、市に臨時職員2名を雇用いたしました。さらに、本年11月には、アーティストたちの地域での芸術活動を支援するためのNPOが立ち上がっておりまして、こうした皆様との連携を図りながら事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、既に市内には絵画や陶芸など、さまざまな分野で芸術活動を展開されているアーティストが多数いらっしゃいますので、将来的にはそうした方々を巻き込んだ取り組みに発展していくことを目指していきたいと考えております。

3の子育て支援についての中の(1)の③、発達相談やソーシャルスキルトレーニング及び療育を受けられる施設も備えた総合的な支援センターの設置についてのご質問にお答えをいたします。

発達に心配のある子どもたちへの支援につきましては、議員のご発言でも触れられておりましたように、就学前のゼロ歳児から就学後の18歳までの間、いかに切れ間なく支援を実現するかということが重要でございます。本市においては、成長段階に応じて健康づくり推進課や保育所、幼稚園、子ども福祉課、社会福祉課、教育委員会指導室や小中学校、特別支援学校などがそれぞれ必要に応じて相互に連携し、情報交換を行いながら継続した支援の確保に努めているところでありますが、それぞれの部署等におけるマンパワーに頼るところが多く、必ずしも一貫した相談支援体制が構築されている状況ではありません。

この問題については、現在、少子化人口減少対策プロジェクト内に、教育環境の整備をテーマとするワーキングチームを編成し、出生から成人に至るまでの切れ間ない一貫した発達支援のあり方について議論を進めているところでございまして、単なる組織体制づくりの議論にとどまることなく、人材の確保や養成、情報共有のあり方や、子どもたちが地域の中で理解され温かく見

守られるような環境づくりなど、総合的な視点から体制づくりの議論、検討を進めていく必要があると考えております。ワーキングチームなどを中心にさらに議論、検討を重ねながら、県北の特別支援学校が開校となる平成27年を目途に総合的な相談支援体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 産業部長。

[樫村浩治産業部長 登壇]

○樫村浩治産業部長 移住・定住についての中の空き家リストについてのご質問にお答えをいたします。

移住・定住者受け入れの受け皿となる空き家につきましては、現在、商工観光課が窓口となり、利用されなくなりました住居を空き家として登録していただいております。本市では新規就農者などによる移住・定住を希望する方々へのご紹介をさせていただいております。

空き家の情報提供につきましては、直接窓口いらした方のご希望を伺い、リストの中からご紹介をさせていただいております。昨年度は16件の問い合わせがありまして2件の契約に至っております。今年度におきましては、これまで5件の問い合わせがありますが、残念ながらまだ契約には至っていない状況でございます。

今後におきましては、移住・定住希望者の好みや人生設計と空き家及び空き家のある地域が合致するかどうかよく判断していただくための十分な情報が提供できるよう、市の関係部署だけではなく地域の皆様方とも連携を図り、情報収集に努めてまいります。

○後藤守議長 保健福祉部長。

[埴信夫保健福祉部長 登壇]

○埴信夫保健福祉部長 それでは、私からは子育て支援の充実についてのご質問から、就学前で発達に支援の必要が認められる幼児の実態の把握及び支援につきましてお答えをいたします。

まず、発達に支援の必要が認められる幼児の実態把握につきましては、2歳児歯科検診や3歳児健診など、健康診断の会場に心理相談員を配置し、問診票や受診状況などからその場で継続的な支援を必要とするケースを判断いたしまして、実態の把握に努めているところでございます。

また、保育園や幼稚園からの要請によりまして、心理相談員、保健師が現地に出向いた巡回相談を毎月実施するなど、継続的に支援の必要と思われる幼児の把握に努めまして、発達に障害のある幼児の早期発見を図っているところであります。

次に、発達に支援の必要が認められる幼児の支援でございますが、就園前の幼児と保護者を対象といたしまして、親子遊びを通しての基本的な生活習慣の体得と小集団の遊び方を指導するステップ教室や子育ての不安、悩みなどへの個別指導を行う子育て相談、これらを開催しておりますほか、専門医などからの適切な育児指導を受けるための発達支援相談を幼稚園や保育園などと連携を図りながら総合福祉会館を会場に毎月1回開催し、発達に支援の必要が認められる幼児の療育支援を行っているところでございます。

また、就学に向けての取り組みといたしましては、教育委員会指導室や小中学校、幼稚園、保育園などと相互に連携し、発達に支援が必要とされる幼児のスムーズな就学に結びつけるため、

各種の連絡調整を行い情報の共有化を図っているところでございます。

なお、発達支援相談への相談者の実人数でございますが、平成22年度40人、23年度38人、24年度は48人となっております。

さらに、保育園での支援状況でございますが、担当の保育士を加配し、障害者支援施設、県立「あすなろの郷」からの巡回相談を受けて支援をしておりますが、保育園における対象児数は、公立保育園において発達に支援の必要が認められる園児を初め、特に配慮を要する園児につきましては39名が在園している状況でございます。

以上です。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 次に、教育委員会から幼稚園、小中学校の実態と支援状況についてお答えいたします。

まず、幼稚園に就園、小中学校に就学している児童生徒でございますが、学校に就学している発達障害の可能性も含め特別の配慮が必要な幼児、児童生徒は、幼稚園児約60名、小学校児童約120名、中学校生徒約50名と捉えております。割合では、全幼児、児童生徒の約5.9%になります。

次に、幼稚園及び小学校以降の支援の現況についてお答えいたします。幼稚園や小中学校では、一人ひとりのニーズに応じた指導を充実させるために、校内に特別支援コーディネーターを配置するなど支援体制を整え、個別に支援を行ったり複数の教員で授業を行うTTでの支援をしたりしております。さらに、介助員と呼ばれる特別支援教育支援員を配置し、配慮が必要な子どもたち一人ひとりに応じた支援を行っております。小中学校では現在20名の介助員と9名のTT職員で、幼稚園では15名の介助員と9名のTT職員で個々に応じた支援を行っております。

また、保護者や子どもたちの不安を解消したり日常生活や学習面での適用状況や個々のニーズを把握したりするために、担任、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター等による保護者や子どもたちとの相談も行っております。

一方、発達障害のある幼児、児童生徒の支援においては、何といたしましても障害に対する十分な理解と適切な対応を行うなどの指導者側の資質向上が大切であると考えます。この点につきましても県教育委員会や市教育委員会主催による発達障害に関する教職員対象の研修を実施しており、各幼稚園及び小中学校における幼児、児童生徒への支援が充実してきております。特に、特別支援学校との連携した研修では、具体的かつ適切な支援内容や支援方法についての理解が深まり、成果を上げてきているところでございます。

今後とも幼稚園及び小中学校における特別な配慮を要する幼児、児童生徒が全ての幼児、児童生徒ともに学び合えるようきめ細かな支援を進めてまいります。

○後藤守議長 藤田議員。

〔2番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○2番（藤田謙二議員） ただいまは、各項目ごとにご答弁いただきありがとうございます。そ

れでは、2回目の質問をさせていただきます。

大項目1の(1), ①, ②については、現況を理解いたしました。276もの施設において政策推進室が担当となって同じ6つの指標をもとに分析が行われたということで、非常に興味深く、早く目にしたいという心境であります。

公共施設白書の目的というのは、全ての公共施設を現在の姿のまま更新することが難しいということをもとに、現在の公共サービスの存続、廃止、公共サービスを提供する建物の統合、複合化、売却、賃貸活用など、今後の公共施設と公共サービスのあり方について見直しの議論を共有することであると言えます。そのため、市民や関係者に具体的な論拠となる情報をわかりやすく示す必要があり、施設別の行政コスト計算など費用対効果情報を市民に開示することも大切であると思います。ぜひ、合併10年という節目を迎えるこの時期に、また、平成27年度から合併算定がえによる地方交付税も段階的に減額されるという財政状況も踏まえ、非常にタイムリーなタイミングであると言えますので、しっかりと市民に開示していただきまして理解を深めていっていただきたいと要望いたします。

そして何よりも大切なことは、公共施設白書を現状把握でとどめることなく、実施に向けた計画を策定するなど実行に移すことであると感じておりますけれども、今後担当部署を中心に実施に向けた検討を進めていく中で、市民や有識者なども交え、外部からの意見も取り入れるなどの考えはあるのかお伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 はい、お答えします。先ほどご答弁申し上げましたように、地域とのかかわりが深い施設のあり方を考えていく場合には、地域住民や施設の利用者が参加して、意見やアイデアを出し合うワークショップ形式により合意形成を図ろうとしているさいたま市などの先進事例がございます。そのようなところのやり方を研究させていただいて、取り入れるところは取り入れて市民の方の理解に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番(藤田謙二議員) 神奈川県秦野市では、平成20年4月に企画総務部内に特命の組織――公共施設再配置計画担当を配置して以来、翌21年10月に公共施設白書を発行、そして22年10月には公共施設の再配置に関する方針を定めて、翌23年3月に公共施設再配置計画第1期基本計画及び前期実行プランを策定、その4月からは組織を政策部公共施設再配置推進課に一新し、計画を推進しています。

また、再配置計画の位置づけというのが、総合計画や行政改革プランとともに上位計画に位置づけられておまして、委員の一部がそれぞれの検討委員を兼務することで相互の計画が矛盾する内容とならないよう一体となった検討体制が図られているなどしています。ぜひそのような先進事例も参考にしながら、今後実行に向けて推進していったほしいと望みます。

また一方で、公共施設白書を論ずる際に非常に注意しなくてはならないのが、既存の施設の見直しや削減といった「なくす」というマイナス的な一方方向の要因ばかりでなくて、「新たにつ

くる」というプラス的な要因、必要な施設は建設するという考え方をあわせもっていくことが重要になってきます。なくす方向ばかりでは、地域の活性化や発展は図られず、将来の夢や希望も持たなくなってしまいます。

そのような中で、現在建設が予定されている複合型交流拠点施設について、公共施設白書との兼ね合いから改めてご見解をお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 はい、お答えします。白書の基本的な考え方といたしまして、必要なものはつくる、維持していく、不要なものをなくしていくという考え方です。複合型交流拠点施設については、既に内部委員会や外部委員会で十分にその必要性が検討、そして確認されておりますので、計画どおり建設を進めていくものであると考えております。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） 将来、明るい展望というものも市民に十分提示、そして理解をしていただきながら、今後の公共施設の効率的な管理運営に努めていただきたいと思います。

次、（２）、①につきましては、今年度中には方向性が決定できそうな状況であるということと理解をいたしました。引き続き避難所等の検討課題などをしっかりと調整を進めていただきたいと思います。

②についても、これまでの方針と同様に進めていくということですが、公共施設の中でも学校施設は地域の反映のシンボルでもあり、心のよりどころとして特別な意味を持つ施設であることは言うまでもありません。ぜひ、所在地域の住民の皆さんの意向を十分に踏まえて、慎重かつ丁寧に跡地利用を図っていただきたいと思います。

また、近年親交が深まっている中野区などの都会の方の里山体験などの交流拠点として、さらには今後の展開が期待できる先ほどの常陸太田版アーティスト・イン・レジデンス事業の拠点施設としての利活用なども含めて十分に検討していただきたいと思います。

大項目２の（１）、①の目的については理解をいたしました。また、計画についても新潟県の「越後妻有トリエンナーレ」のようなアートイベントを目指していきたいとのことであり、実は私も２００９年に開催された「大地の芸術祭―越後妻有トリエンナーレ」を視察してきた一人です。

先ほどの答弁にもあった１９９１年に本市を舞台に開催されたクリスト氏によるアンブレラ展のときと同じように、まさに大自然をキャンバスにして、現代アートの展示の数々、空き家や廃校になった学校施設を活用してのアート作品など、そのハイレベルな芸術作品に驚かされるだけでなく、国内外から多くのアーティストが現地に定住し、地元住民の皆さんの理解と協力を得ながら制作活動をしているといった取り組みに大変感銘し、さらに、展示期間中に作家さんが不在であっても制作に携わった地元のおじいちゃんやおばあちゃんが作品の語り部として作品づくりのエピソードや作家さんの紹介等を代弁している姿に感動を覚えました。そんな取り組みがこれから本市でも行われていくということで、大きな期待と、ぜひ成果があらわれることを望んでおります。

②については、アーティストのサポート役として震災等緊急雇用対策事業を活用し、2名の臨時職員が雇用されているということで体制づくりも着々と進んでいるようでありますが、全国の先進事例の中でも行政主導型の群馬県の「中之条ビエンナーレ」やNPOが中心となって実施している民間主導型の徳島県の「神山アーティスト・イン・レジデンス」など、さまざまな実施体制がある中で、本市における体制としては、行政とNPOを初めとする市民が広くかかわりを持って連携を深めながら推進すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。アーティスト・イン・レジデンス事業の実施に当たっては、地域住民の皆様との交流というものが非常に重要な要素となってきますので、議員のご指摘のとおり、市としてはNPOや市民の皆様と積極的に連携を図りながら事業を進めたいと考えております。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） 開催規模についてですけれども、アーティストが地域おこし協力隊として配置されているということで、水府地区、金砂郷地区、そして来年4月からの里美地区の3地区を中心に実施されることと思えますけれども、全国の先進事例でも商店街等々が会場に加わっているケースが多々見受けられますので、過疎指定地区には該当しなくても、太田地区も会場に加えるなど市内全域を対象エリアにした開催を望みますが、ご所見をお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 開催規模に関しては、アートイベントということでよろしいでしょうか。

アートイベントについては、現在のところその時期ですとか手法、場所などについて、まだまだ議論をしていかなければならない点が多くあります。まずは身の丈に合ったやり方で常陸太田らしいアートイベントを開催していくことが必要ですので、今後どのような形が望ましいのか、招聘したアーティストや地域住民の意向なども踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） わかりました。アーティストが地域おこし協力隊ということで、ぜひ3地区のみならず、広い視野で今後進めていっていただきたいと要望いたします。アーティスト・イン・レジデンス事業に関しては、多くの可能性を秘めた魅力ある取り組みであると私も感じておりますので、新たな地域おこしの1つとして今後の展開に期待するとともに、自分も積極的に支援をしていきたいと考えております。また、これまでの地域おこし協力隊のメンバー同様、今回着任したアーティストが地域住民に溶け込んで1日も早く地域になじめるようなサポートもぜひ心がけていただきたいと思えます。

次、(2)については、現況を理解いたしました。その中で、利用されなくなった住宅を空き家として登録していただいているという答弁がありました。さらに、今年度においては5件の問い合わせがある中、まだ成立に至っていないという状況にあると言われておりましたが、現在の空き家の登録状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 ただいまの登録状況についてのご質問でございますが、現在200近くの登録等がございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） 200近い登録がある中で5件の問い合わせがあったということで、成立に至っていない背景というのはどういったものがあるのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。200近くの情報をいただいておりますが、登録されている方に伺いましたところ、他人に貸すことへの不安とか心配もございまして、なかなか空き家を所有する方々からの空き家バンクへの登録、それから契約に至っていないという状況等もございます。

以上でございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） これまで進めてきた空き家の対策というか、ちょっと視点を変えて、今後調査及び交渉を進めていくことによって、私は新たな展開が生まれてくるのではと感じています。

確かに今ご答弁があったように、どこの誰だかわからない見ず知らずの方に家を貸すことに対する不安や心配が多いのも実情であると思いますが、使途目的を明確にしたり、地域づくりのために活用させていただきたいなどの空き家の利活用を促進していく等、これまでの状況から一歩前進できるように思っています。

例えば、地域との信頼が構築された里美地区や金砂郷地区の地域おこし協力隊が、自分たちの仲間が常陸太田市を盛り上げるために移住を希望している、どこか空き家を貸してもらえないかというような相談を持ちかけられたと仮定しましたら、きっと地域の方々はかなり前向きに善処してくれるものだろうと推察します。

大切なのは、仲介する方との信頼関係であったり、どんな目的でどんな人がどのくらいの期間利用したいのか、さらには貸していただけることによる地域への好影響などを具体的に誠意をもって示すということであろうかと思えます。特にこれからアーティスト・イン・レジデンス事業を展開していく上ではなおさらではないかなと感じています。そのような観点からも今後空き家リストを改めて整理する必要があると考えますが、ご所見を再度お伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。これまでも空き家に関する調査を行ってまいりまして、空き家物件につきましては町会長さんを初めとして200近くの情報をお寄せいただきましたが、先ほどご答弁させていただきましたように、なかなかほかの人へ貸すという不安が根強くあるという状況がございます。

今後につきましては、移住・定住者となる借り主を具体的に想定いたしまして、貸し主側にもご理解をいただけるよう周知方法や登録方法などを具体的に含めて見直しをして考えてまいりた

いと思います。

また、町会長さんを初めとした地域の住民の皆様にも近隣の方で空き家を登録しようとする方に対しましても制度の活用を促していただけるよう周知方法をよく見直し、より多くの登録者が確保できますよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番(藤田謙二議員) 空き家リストの積み重ねが、ひいては空き店舗などの活用にも応用ができるものと思います。

先ほど申しあげました徳島県神山町のように、この物件はこういった業種の方に限定し出展者を公募するといった的を絞った逆指名方式による移住・定住者の増加、さらには町の再生にもつながっているというような事例もございます。ぜひ空き家の利活用については、受け身の態勢ではなく積極的に推進して行ってほしいと要望いたします。

大項目3の(1)、①については、発達障害の可能性も含め、特別な配慮が必要な幼児、園児、児童生徒の実態について、300名を超えるというかなりの人数が本市においても存在しているという実態がわかりました。また、②の支援の現況では、成長段階において各担当部署ごとに、また、保育園や幼稚園、小中学校と、それぞれの現場にて、可能な限りの対応をしている状況についても理解いたしました。

そのような中、現在それぞれの現場において、個別の指導計画は作成されているのかどうかお伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 個別の指導計画ということでよろしかったですか。

○2番(藤田謙二議員) はい。

○埴信夫保健福祉部長 個別の指導計画でございますが、就学前の支援が必要と認められる幼児に対する指導、支援について、「計画書」という形での作成はしておりませんが、計画にかわるものとしたしまして、現在は出生時に作成されます「母子管理カード」がございます。この母子管理カードは出生から3歳児までの発育の状況や発達の状況を記録しているものでございまして、個別の子育て支援に活用しているものでございます。この母子管理カードを3歳児以降も支援の必要が認められる幼児につきましては引き続き利用しまして、発達支援相談、ステップ教室や巡回相談等の支援内容を記録するとともに、専門医の所見に基づく適切な対処法や今後の指導方針等の検討内容を一括管理して、就学前の成長段階に応じた個別指導及び個別支援に役立てているところでございます。

以上です。

○後藤守議長 教育長。

○中原一博教育長 個別の指導計画でございますが、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、幼稚園、あるいは小中学校では指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだきめ細かい指導計画のことでありまして、学期や学年ごとに作成し、その計画に基づいて実際の指導を行

っております。各幼稚園、小中学校では特別な配慮を要する園児、児童生徒の実態に応じまして、指導目標を明確にし、保護者との面談を行いながら作成しているところでございます。この個別指導計画に基づいて、発達段階や学習内容に応じた指導の個別化を図るために、事業の形態、あるいは教材等を工夫して適切な指導に努めているところでございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） 成長段階に応じたそれぞれの支援の中で大切になってくるのが、今度は一貫した個別の支援計画が考えられます。現在増加傾向にある発達障害、グレーゾーンの子どもの顕在化は小学校に入ってからとも言われ、また、不適応から起こる二次障害の引きこもりの数も全国で100万人に上るとも言われています。現状では、保育や教育現場でも発達障害に対する理解や指導について研修等もかなり進んでいるものと思われていますが、それでも個々の発達の状況によって指導方法に差異が生じやすいなど、個人に合った指導のあり方が求められてきます。そのような中、成長段階に応じたそれぞれの現場における現在の対応とあわせて専門的な施設の一貫したサポートが必要のように感じます。

近隣の自治体では、発達相談センターというような専門の部署が4歳から就学前の比較的サポートが薄れがちな世代をフォローしたり、ゼロ歳から就学後の18歳まで一貫した相談や支援体制を図るなど、一定の成果を上げています。また、発達障害については、社会全体で理解を深めることもとても重要になってきますので、その啓発にも力を注いでいただきながら、ぜひ本市においても総合的に支援できる施設設置を重ねて要望いたしまして、私の一般質問を終わります。